

新居浜商業高校及び長浜高校における「通級による指導」について

国における法令の改正に伴い、従来、小、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程において実施可能であった「通級による指導」が、**平成 30 年 4 月から、高等学校及び中等教育学校後期課程でも実施可能**となりました。本県では、**平成 30 年度から新居浜商業高校をモデル校として、「通級による指導」を導入**しているところですが、同校での実施の成果を踏まえ、**平成 31 年度からは長浜高校においても「通級による指導」を実施**します。

1 通級による指導について

(1) 通級による指導とは

「通級による指導」とは、障がいによる学習上・生活上の困難がある生徒が、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、困難を主体的に改善・克服するための特別の指導を受けるものです。

(2) 対象

言語障がい、情緒障がい、発達障がい（自閉症、LD、ADHD）、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱が対象となります。

※ 両校では、発達障がいを対象とします。

(3) 特別の指導の内容

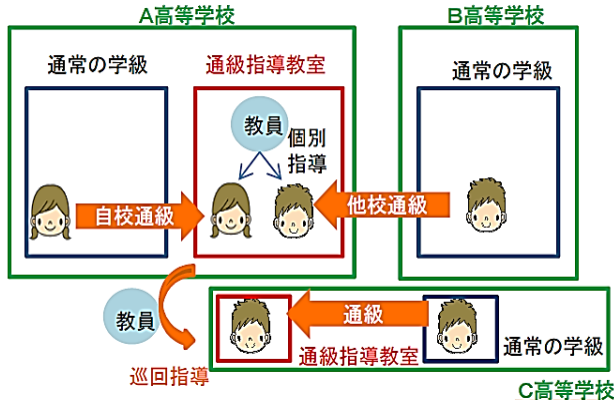
障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導を行います。特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

※ 両校では、通常の教育課程に加え、放課後等に、特別の指導である「自立活動」を実施します。

(4) 実施形態

自校に設置された通級指導教室で指導を受ける「自校通級」、生徒が他校の指導教室に通う「他校通級」、通級指導教室担当教員が他の学校へ出向く「巡回指導」が考えられます。

※ 両校では、「自校通級」を実施します。



(文部科学省資料による)

2 県内中学校の現状

通級による指導を受けている生徒数は、増加傾向にあります。

18年度 3人 → 23年度 99人 → 29年度 255人 → 30年度 313人

3 学校教育法施行規則及び文部科学省告示（平成 28 年 12 月）

主な内容は、以下のとおりです。

- 高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる。
 - 障がいに応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる。
 - 障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位数に含める**ことができる。
- （施行：平成 30 年 4 月 1 日）



※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで
(文部科学省資料による)

※ 両校では、通常の教育課程に加え、放課後等に、特別の指導である「自立活動」を実施します。